

羽島市総合防災訓練

今年度の総合防災訓練は、羽島市南部地域（堀津町、上中町一色南区・中区・沖区・午北区、下中町、桑原町）で開催します。それにあわせて、羽島市全域において、シェイクアウト訓練、南部地域以外で実施可能な地域では、安否確認訓練を行います。

「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方に一番沿った、取り組みやすい訓練ですので、各家庭・各会社等で、積極的に取り組んでください。

総合防災訓練にあわせて…

〈日 時〉令和7年10月26日（日）

午前8時から

〈対象地区〉羽島市全域（各家庭、各会社等）

〈訓練想定〉午前8時、マグニチュード9の南海トラフ地震をはじめとする運動型の地震が発生し、羽島市の震度は6弱であったと想定。



① 8時00分～ シェイクアウト訓練

午前8時のサイレン（緊急地震速報）を合図に、自分の身を守るための下記の3つの安全行動をとしましょう。

★サイレンが鳴り終わるまでの3つの安全行動！



② 8時10分～ 安否確認訓練（※実施可能地域のみ）

タオル等を玄関先に掲げ、地域で事前に決めた『一時避難場所（公民館や広場等）』に集合（避難）し、近接住民同士で安否確認。

※この機会に、家具の固定や備蓄食料等、自助による防災対策を確認しましょう。

※警報等の発令の状況により、延期又は中止する場合は防災行政無線等でお知らせします。



「命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例」を踏まえた防災対策

市では、令和6年4月1日から「命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例」を施行しました。条例の制定にあたっては、防災会議に専門委員を置き、専門部会を設置し、検討を行いました。また、市防災コーディネーターや地域、小・中学校等で合計30回のワークショップを開催し、1,376人から8,000件を超える意見を頂戴し、条例案を作成しました。意見の約8割が自助に関するものであったことから、自助中心の条例となっています。

避難所の混乱や混雑を避けるため、自宅での安全確保が可能な方は自宅での避難や親戚、知人宅、ホテル等への避難についても事前に検討してください。

能登半島地震においては、電気、ガス、上水道や下水道などのライフラインの復旧に時間がかかりました。そのため、各家庭においても、一人7日分の食料や飲料に加え、「7日分の携帯トイレ」やモバイルバッテリーなどの備蓄にご協力ください。

